

平成19年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年5月29日 開会

平成19年5月29日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

5月29日(火曜日) 第2号

議事日程	1
本日会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した職員	2
開会	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
新議長あいさつ	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長の選挙	4
新副議長あいさつ	4
議案第10号及び報第28号の上程、採決	5
閉会	6

議事日程

平成19年5月29日(火曜日)午後1時30分開議(第1号)

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

議事日程

平成19年5月29日(火曜日)(第2号)

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 報第28号 専決処分の報告について(平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号))

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙

-
- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 副議長の選挙
 - 日程第5 議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 報第28号 専決処分の報告について(平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号))

出席議員(44人)

1番	成原嘉彦君	5番	津汲仁君
2番	浅井武司君	6番	梶井正美君
3番	大前恭一君	8番	古川雅典君
4番	伊藤義彦君	9番	後藤昭夫君

10番	大山耕二君	30番	中川満也君
11番	太田松雄君	31番	浅井健太郎君
12番	岩原輝夫君	32番	吉田弘義君
13番	高嶋芳男君	34番	内藤春雄君
14番	白木義春君	35番	宗宮孝生君
15番	可知義明君	36番	杉山茂君
16番	渡辺直由君	37番	岡崎和夫君
17番	大野信彦君	38番	室戸英夫君
18番	森真君	39番	南山宗之君
20番	平野元君	40番	坂井弘道君
21番	松野幸信君	41番	佐藤光宏君
22番	船坂勝美君	42番	井戸敬二君
23番	内藤正行君	43番	赤塚新吾君
25番	山田良司君	44番	安江和行君
26番	松永清彦君	45番	安江和芳君
27番	片桐博彰君	46番	安江眞一君
28番	広江正明君	47番	渡辺公夫君
29番	稲葉貞二君	49番	小坂安彦君

欠席議員（3人）

7番	島田政吾君	24番	裕孝司君
19番	山田豊君		

欠員（2人）

33番 48番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	細江茂光君	事務局長	堀江誠君
副広域連合長	石川道政君	会計管理者兼会計課長	近松邦雄君
副広域連合長	今井良博君	総務課長	高木義彦君
副広域連合長	谷口尚君	資格給付電算課長	遠藤知明君

職務のために出席した職員

書記長	川部昌洋	書記	水野美弘
-----	------	----	------

書記長（川部昌洋君） ただいまから、平成19年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開会されるわけでありますが、所属する市町村の議員の任期が満了したことにより、議長及び副議長ともに空席でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、ただいま御出席の中では、後藤昭夫議員が臨時に議長の職務を行っていただくこととなります。後藤議員、議長席へご着席願います。

〔臨時議長 後藤昭夫君議長席に着く。〕

開会及び開議

午後1時32分開会

臨時議長（後藤昭夫君） ただいまご紹介をいただきました、関市長の後藤昭夫でございます。臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから平成19年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会します。これより本日の会議を開きます。

議長の選挙までの日程は、ご通知申し上げたまじとおりであります。

第1 仮議席の指定

臨時議長（後藤昭夫君） 日程第1、「仮議席の指定」を行います。今回新たに当選されました議員の「仮議席」は、ただ今ご着席の議席と指定いたします。

第2 議長の選挙

臨時議長（後藤昭夫君） 日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、臨時議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（後藤昭夫君） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長より指名します。議長には浅井武司さんを指名します。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（後藤昭夫君） ご異議なしと認めます。

ただいま当選されました浅井さんが議場におられますので、本席から議長選挙の当選人である旨の告知をします。

議長からごあいさつがあります。

〔議長浅井武司君登壇〕

議長（浅井武司君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長にご推挙いただきました浅井武司でございます。

後期高齢者医療制度の開始まであと10ヶ月になり、この制度に対する関心が高まってきております。平成20年4月に後期高齢者医療制度を円滑に開始させるという使命を果たせるよ

う議長職務に当たるとともに、公正な議会運営に努める所存であります。どうか皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（後藤昭夫君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了しました。これにて議長を交代いたしたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

浅井議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長退席。議長着席〕

第1 議席の指定

議長（浅井武司君） 日程第1、「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。今回当選されました議員の議席の番号は、仮議席の番号と指定します。

第2 会議録署名議員の指名

議長（浅井武司君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、議長において、23番・内藤正行君、27番・片桐博彰君の両君を指名します。

第3 会期の決定

議長（浅井武司君） 日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日間と定めたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決しました。

第4 副議長の選挙

議長（浅井武司君） 日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名します。

副議長に49番小坂安彦君を指名します。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。

ただいま当選されました小坂安彦君が議場におられますので、本席から副議長選挙の当選人

である旨を告知します。

議長（浅井武司君） 副議長からごあいさつがあります。

〔副議長小坂安彦君登壇〕

副議長（小坂安彦君） ただいまの岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙におきまして、皆様のご支持を賜りました小坂安彦でございます。円滑な議会運営ため、議長の補佐役として誠実に任務にあたらせていただきたいと思います。議員各位のご支援とご指導を心よりお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

第5 議案第10号及び第6 報第28号

議長（浅井武司君） 日程第5、議案第10号「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第6、報第28号「専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

広域連合長（細江茂光君） 平成19年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されるに当たりまして、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本臨時会は、先の統一選挙後最初の議会でございます。当選されました皆様方には、心よりお喜び申し上げ、今後広域連合議員として、当広域連合の運営に対しご支援をお願いいたします。また、退任される広域連合議員には、これまでの広域連合設立からのご支援に対し、御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

なお、西寺雅也前多治見市長さんの後任の副広域連合長として、4月30日に土野守高山市長さんを選任いたしましたので、この旨ご紹介申し上げます。

それでは、今回上程いたしました議案第10号及び報第28号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第10号「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これは、議員の皆様が議会の招集に応じた場合に、費用弁償を支給する範囲を明らかにするため、改正するものでございます。

次に、報第28号、専決処分の報告につきましては、5月14日付で専決処分いたしました「平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてご報告し、承認を求めるものであります。

これは、厚生労働省から電算処理システム機器の仕様の提示が遅れたことから、債務負担行為の終期を平成23年度まで延長するものでございます。さらに平成20年4月1日の制度開始に向け、機器調達を早期に完了する必要があるため、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。 どうもありがとうございました。

議長（浅井武司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり。〕

議長（浅井武司君） 質疑はなしと認めます。

議長（浅井武司君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり。〕

議長（浅井武司君） 討論はなしと認めます。

これより、採決を行います。まず、議案第10号について採決を行います。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり決しました。

議長（浅井武司君） 次に、報第28号について採決します。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり。〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、報第28号については、これを承認することに決しました。

閉議閉会

議長（浅井武司君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成19年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会します。

午後1時44分閉会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

後 藤 昭 夫

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

淺 井 武 司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

内 藤 正 行

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

片 桐 博 彰